

都計諮問第 1 号 小美玉都市計画ごみ焼却場の変更（小美玉市）
都市計画法第 17 条第 2 項に基づく意見書の要旨

縦覧期間 自 平成 29 年 12 月 5 日
至 平成 29 年 12 月 19 日

意見書の要旨	意見に対する市の考え
<p>賛成</p> <p>○なし</p>	
<p>反対</p> <p>1. 過大な施設である。(13 件) (主な理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみを減量化して大型化すべきではない。 ・ごみを分別して資源化することが第一、大型化すべきではない。 ・税収が減っている中で立派な施設は要らない。 ・発電、売電のためにごみを集め、燃やす量を確保している。 ・広域化する意味があるのか疑問である。 ・小美玉市にごみが集中する。 ・市民の財政負担が増える。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新広域ごみ処理施設は、小美玉市をはじめ、石岡市、かすみがうら市、茨城町（以下「4 市町」と示します。）が目指す、ごみの減量化、資源化などの取組を踏まえた上で、災害時などの緊急対応分を含めた必要最低限の施設規模で計画しています。 <p>また、税収が減っていくことが予測される中、市民の財政負担を削減するためには、施設を集約化（統合）し効率よく運用することや、余熱を利用して発電を行い施設内の消費電力をまかない、余剰電力を売電し収入を得ることなどにより、経費を大幅に削減することが必要です。</p> <p>平成 28 年 3 月に「一般廃棄物処理施設整備基本構想」における基本姿勢を次に示します。</p> <p>【基本姿勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 4 市町で策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、3 R の取組みを推進するとともに、循環型社会を目指して 4 市町が協調し、各種の取組みを推進することにより、より一層、取組みの強化・充実を図り地域全体の 3 R を推進する。 ○ 資源の循環利用を推進するために 4 市町が連携・協働して資源化ルートの確保、拡充を図ることにより、安定した資源化を推進する。

さらに具体的な数値目標を示し、4市町でその目標を達成していくことを示しています。基本目標、努力目標は次のとおりです。

【基本目標】

各構成市町で策定した一般廃棄物処理基本計画に基づく目標

◇ごみの発生抑制、再使用を推進しごみ排出量を約20%削減する。

(約69,340t(平成24年度)→約55,385t(平成40年度))

◇資源化を推進し資源化率を約26%に増加する。

(約19.6%(平成24年度)→約26.2%(平成40年度))

【努力目標】

4市町の連携・協働による取組を推進し、より高いごみ削減率及び資源化率を目指すこととする。

◇4市町が連携・協働し集団回収やごみ減量化の意識啓発を推進し、より高いごみ排出量削減率を目指す。

◇広域ごみ処理施設において集約処理を推進し、より高い資源化率を目指す。

このように、ごみ処理広域化及び新広域ごみ処理施設の建設にあたっては、3R政策を最優先で取り組むこととしています。4市町及び各住民が3R政策をした上でごみとして排出されたものについてごみ処理施設にて可能な限り処理量を減量化する計画です。

● 税収が減少している中で、貴重な財源を有効に効率的に使っていくために、4市町では3R政策を最優先で取り組むことで、処理量を削減し、施設のコンパクト化を図ることにより、建設費、運転・維持管理費の削減を図っています。

ごみ処理は、市町単独で行うよりも、4市町が広域的にごみ処理を行ったほうが、ごみ処理

	<p>経費の削減、減量化、資源化の推進が図りやすくなります。</p> <p>運転・維持管理費に関しては、3施設で行っていたごみ処理を1施設に集約することにより、3施設でごみ処理を行うよりもはるかに経費を削減することができます。</p> <p>【経費試算結果】（3組合全体）</p> <p>①現状年間約15億円→将来広域化した場合年間約12億円（年間約3億円）</p> <p>②売電による収益：年間約2億円</p> <p>③年間の経費削減効果：①+②=約3億円+約2億円=約5億円</p> <p>④20年間累計で約100億円の削減効果を期待（約5億円×20年）</p>
<p>2. 既存施設で十分対応できる。（11件）</p> <p>（主な理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設は利用できる。 ・老朽化していない。 ・既存施設の延命化で対応できる。 ・既存施設の解体により新たなごみをつくることになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存施設の延命化によりごみ処理を継続することは可能かもしれませんが、しかし、3施設を集約化し新広域ごみ処理施設を建設した方が総経費の削減や環境負荷を抑制する上でも有利であると考えています。また、茨城美野里環境組合、霞台厚生施設組合、新治地方広域事務組合の各施設は、稼働後20年以上経過しており、老朽化や損傷が進行しています。これらにより、新施設の整備を推進するものです。 <p>◇経費面の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存施設の解体撤去に際して発生する廃棄物はリサイクルが可能なものは土木、建設原材料などとして可能な限り有効利用を図ります。経費試算結果は1.に示した【経費試算結果】をご参照ください。 <p>◇環境負荷の抑制効果</p> <p>延命化する場合、改良範囲は限られるため、環境負荷の削減効果は限定的になると考えられます。一方、新広域ごみ処理施設は、最新技術が導入される他に蒸気を発電に回すため排ガス量の削減、環境負荷の抑制が期待できます。</p> <p>3.及び4.に示す市の考え方も合わせてご参照ください。</p>

3. 低炭素社会、循環型社会の構築につながらない。(7件)

(主な理由)

- ・地球温暖化の進行を防止するため、ごみの分別、減量化が第一である。
- ・焼却優先になっている。

● 1. の意見書に対する市の考えでも示しましたように、4市町では3R政策を最優先で取り組むこととしており、4市町及び各住民が3R政策をした上でごみとして排出されたものについてごみ処理施設にて破碎・選別処理等を行い資源物の回収、資源化することにより、可能な限り処理量を減量化する計画です。

可燃物は焼却処理し余熱をごみ発電などに有効利用します。

ごみ発電に際しては発電効率を高め、ごみの焼却処理に伴って発生する余熱を効率よく電気に変換します。

ごみ発電により得られる電力は、場内で使う電力のほとんどを賄うことができるため、電力会社から購入する電力はわずかです。また、余剰となる電力は、電力会社に売却し、地域で消費する電力に利用されます。こうしたことにより、電力会社で使用する化石燃料を削減することができ、これにより温室効果ガスの発生も抑制できます。

さらに場内の設備機器には省エネルギー型のもを採用することにより、使用電力量を削減することが可能です。こうしたことにより低炭素社会、循環型社会の構築を図ります。

【参考】 ごみ発電により得られる電力と温室効果ガスの削減効果

発電出力：4,430kW

発電電力量：23,147MWh/年

約11,600t-CO₂/年の温室効果ガス削減効果が期待されます。

(東京電力の kWh あたりの温室効果ガス発生量から試算 東京電力の排出係数：0.0005 t-CO₂/kWh)

<p>4. 周辺環境の悪化が懸念される。(10件)</p> <p>(主な理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設周辺の環境悪化をもたらす。 ・搬入車両の増大、交通被害等、様々な交通問題が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の環境負荷の軽減を図るため、新広域ごみ処理施設については排ガス、騒音、振動、悪臭、排水等について公害防止対策を万全にして関係法令に基づく排出基準等を遵守するとともに、配置動線計画の工夫、敷地に隣接する市道の改良等により交通渋滞を発生させない計画としています。 <p>【排ガスの排出基準値】 県都水戸市の排出基準を参考として設定しています。</p> <p>ばいじん 0.01g/m³N 以下</p> <p>塩化水素 30ppm 以下</p> <p>硫黄酸化物 30ppm 以下</p> <p>窒素酸化物 50ppm 以下</p> <p>ダイオキシン類 0.1ng-TEQ/ m³N 以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高度な燃焼制御、低空気比燃焼、活性炭吹込み、排ガス温度管理、バグフィルタの採用等、様々なダイオキシン類発生防止対策を講じる計画です。 ● 車両の排ガス対策として、アイドリングストップ、エコ運転、ハイブリッド車の採用など、収集運搬事業者、施設を利用する住民、事業者へ意識啓発を図ります。
<p>5. その他(3件)</p> <p>(主な理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政負担、交通問題、環境負荷、既存施設の延命化などいろいろな問題がある。 ・住民のためのものではない、住民のことは考えていない。 ・誰が得をする事業なのか疑問である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1～4に示したご意見に対する市の考え方をご参照ください。 ● 新広域ごみ処理施設は、市民サービスの向上はもとより、ごみを衛生的に効率的に処理し、生活環境の保全を図るために、必要不可欠な施設であり、老朽化し損傷の著しい施設を更新することは安全で安定したごみ処理を継続する上でも重要です。